

区 分	個別	案件番号	3 - 1
-----	----	------	-------

防災カメラの導入に係る個人情報の本人外収集について（諮問）

所管課等名 市民部危機管理課

1 防災カメラの導入について

(1) 事務（事業）の名称

防災カメラ導入事業

(2) 事務（事業）の目的

激甚化する災害に備えるため、災害監視カメラの設置、ウェアラブルカメラ及びドローンの導入により、効果的・効率的な防災対策を行うものです。

(3) 事務（事業）の概要

ア 災害監視カメラの設置

過去に冠水や越波などの水害に被災した地点に設置し、災害情報を迅速に収集します。なお、この災害監視カメラの映像については、台風時などに市ホームページや SNS で一般公開することを予定しています。

イ ウェアラブルカメラの導入

災害現場などに携行し、現場の映像をリアルタイムで災害対策本部などに共有することで業者連絡や封鎖指示などの迅速な災害対応を図ります。

ウ ドローンの導入

気象状況に左右されにくい機能を有するドローンを導入し、上空からの状況を把握し、現場中継システムにより指令センターなどでも映像確認を可能とし迅速な災害対応につなげます。

2 本件諮問に至る経緯及び諮問理由について

防災対策のために導入を予定している防災カメラは、災害時に現場活動に応じた迅速な対応を行うこと及び市民に災害の切迫性を伝え、市民の防災意識の向上や啓発を図ることを目的とします。

防災カメラには、一般の通行人等が録画されることが想定されるため、防災カメラ管理運用要領を策定し、これを遵守することによりプライバシー保護等との調和を図り、適切な管理運用を行うこととします。なお、災害監視カメラについては、設置位置や画質等を調整し、人が映り込んでも個人が識別できないレベルになるよう運用します。

そこで、この防災カメラによる個人情報の収集は、個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定される個人情報の本人外収集に該当すると考えられるため、

同条第2項に基づく本人の通知の省略と併せて本審議会に意見を求めるものです。

3 本人外収集する個人情報について

個人情報の内容	個人情報の収集先	理 由
一般の通行人等の映像	ウェアラブルカメラ及びドローンへの映り込み	個人が識別可能な状態で映り込む可能性があるため

4 所管課における安全管理措置等について

- ・ 市民部危機管理課長を個人情報管理責任者に指定し、防災カメラの管理運用を適切に行います。
- ・ 災害監視カメラ及びウェアラブルカメラの映像データは、クラウドに保存しパスワード等により保護します。
- ・ ドローンの映像データは、電磁的記録媒体に保存します。
- ・ 映像データの保管期間は次のとおりとし、原則として保管期間で消去します。

災害監視カメラ	クラウド上に30日保存
ウェアラブルカメラ	クラウド上に30日保存
ドローン	電磁的記録媒体に30日間保存

5 条例第8条第2項の規定による本人通知について

する しない

本件の性質上、録画された本人の住所、氏名等は収集しないので、本人への通知は省略することとしたい。

6 添付資料

防災カメラ詳細資料

横須賀市防災カメラ管理運用要領（案）